

○苫小牧市の休日に関する条例

平成3年12月19日

条例第17号

(本市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、本市の休日とし、本市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、本市の休日に本市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 本市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年5月1日から施行する。

(苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市職員の退職手当に関する条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の苫小牧市職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第13条第14項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間における

退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

- 5 施行日の前日に在職する職員であって給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた附則第3項の規定による改正前の苫小牧市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで、第7条及び附則第4項の規定による退職手当の額が附則第3項の規定による改正後の苫小牧市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで、第7条及び附則第4項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(苫小牧市消防団条例の一部改正)

- 6 苫小牧市消防団条例(昭和26年条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月22日条例第11号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(苫小牧市一般職の職員に関する条例の一部改正)

- 2 苫小牧市一般職の職員に関する条例(昭和26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市立病院条例の一部改正)

- 3 苫小牧市立病院条例(昭和25年条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)